

第11回教育委員会会議

1 日時 令和6年7月16日（火） 午後3時30分～午後4時35分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

| | |
|-------|--------------|
| 多田 勝哉 | 教育長 |
| 平井 正朗 | 教育長職務代理者 |
| 巽 樹理 | 委員 |
| 大竹 伸一 | 委員 |
| 赤木 登代 | 委員 |
| 長谷川 葵 | 委員 |
| | |
| 藤巻 幸嗣 | 教育次長 |
| 稲嶺 一夫 | 中央区担当教育次長 |
| 福山 英利 | 教育監 |
| 松田 淳至 | 総務部長 |
| 松浦 令 | 政策推進担当部長 |
| 西 徹 | 生涯学習部長 |
| 大西 啓嗣 | 指導部長 |
| 杉本 和由 | 第2教育ブロック担当部長 |
| 中道 篤史 | 第3教育ブロック担当部長 |
| 小花 浩文 | 第4教育ブロック担当部長 |
| 富山富士子 | 総合教育センター所長 |
| 橋本 洋祐 | 総務課長 |
| 有上 裕美 | 連絡調整担当課長 |
| 比嘉 直子 | 生涯学習担当課長 |
| 大竹野謙一 | 首席指導主事 |
| 甲斐 哲夫 | 首席指導主事 |

瀬脇 浩 首席指導主事

徳元 公美 首席指導主事

伊藤 純治 教育政策課長

川村 晃子 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名

(3) 案件

議案第76号 大阪市社会教育委員の委嘱について

議案第77号 審査請求に対する裁決案について

報告第24号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択にかかる答申について

協議題第5号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択にかかる答申について

協議題第6号 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書(素案)」について

なお、協議題第5号及び第6号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第76号「大阪市社会教育委員の委嘱について」を上程。

西生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は、社会教育法ならびに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務をおこなうため設置されているものであり、社会教育関係団体の関係者あるいは学識経験者等から構成されている。

今回の委嘱については、令和6年7月25日で任期が終わる委員のうち、団体推薦による委員の交代による新規委嘱及び2期目を迎えられる方への再委嘱となっている。まず、新

規委嘱の2名について、大阪市体育厚生協会から委員を務めていただいていた中農勝己委員の後任に、大阪市体育厚生協会副会長の久保道伸氏を、大阪市PTA協議会から委員を務めていただいていた山内憲之委員の後任に、大阪市PTA協議会会長の岡村博之氏を委嘱したいと考えている。

次に、再委嘱の5名について、立命館大学産業社会学部教授の柏木智子氏、天理大学人文学部教授の佐々木保孝氏、京都府立大学京都地域未来創造センターコーディネーターの鈴木暁子氏、大阪市地域女性団体協議会副会長の永田ゆかり氏、株式会社キャリアリンク代表取締役の若江眞紀氏は、第1期目の任期満了であり、大阪市社会教育委員条例第4条に基づき、再委嘱してまいりたい。

なお、今回選任する久保道伸氏については、70歳を超えておられるが、本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」における「(5)委員の年齢制限」について、当該審議の目的に密接に関連する団体より、最も委員にふさわしいとして推薦された者であって、同指針における「特に必要がある場合」に該当することから、委嘱にあたっての問題はないと考えている。任期は、大阪市社会教育委員条例第4条に基づき、いずれの方も令和8年7月25日までとしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 委嘱する方々について特に意見はないのですが、今説明のあった委員の年齢制限について、今運営に関する指針を問題にする場面はないと承知はしております。若い世代の専門家のより積極的な行政への参加を促すというところは賛成なのですが、明記するというのはどうなのかなど。超えるものは委員に選任しないこと、というのは、最近やはり年齢制限、年齢差別というのもありますし、70歳を超えたら人の個人差もありますし、今回70歳を超えている方を「特に必要である」という説明をつけないといけない、指針に明記しないといけないのでしょうか。運用段階で若い世代を積極的に促していくということは結構ですが、「70歳を超えない者」という条件は最近見ないので、違和感を覚えました。

【西生涯学習部長】 ありがとうございます。この指針につきまして、頂戴したご意見は、総務局のほうへも何かの機会がありましたら伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第77号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和4年11月2日に、審査請求人から、「教育長のメールの送受信記録(2022年10月分)」を求める公文書の公開請求があった。教育委員会は、本件請求に係る公文書を特定したうえで、「教育長の受信メール(2022年10月分)」の部分公開決定を行った。この決定に対し、審査請求人から教育委員会に対し、令和5年2月20日に本件決定を不服として、黒塗りにされた部分の内、個人メールアドレスの不開示を取り消し、公開の決定を求める審査請求がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った事案である。

大阪市情報公開審査会からは、本件決定は妥当であるとの答申がなされた。以下、答申に記載の主な理由について説明する。(1)本件審査請求における争点は、本件非公開部分1、すなわち、学校安心ルール運営委員会座長の電子メールアドレスと、本件非公開部分2、職員の業務用個人アドレスの@およびドメイン部分である。(2)の争点についてにあるように、本件非公開部分1に係る情報は、特定の個人を識別することができる情報や、公にすることにより個人の権利利益を害する恐れのあるものを原則非公開とすることを規定する条例第7条第1号本文に該当し、条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウにある条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない規定には該当しないことから、条例第7条第1号に該当する。

次に、本件非公開部分2について、メールアドレスを用いた攻撃のリスクを低減するため、職員の個人メールアドレスを新たに公開すべきではないとするデジタル統括室の主張と、現実に大阪市にメールアドレスを用いた攻撃が行われた事例があることを踏まえると、職員の個人メールアドレスを公開すると、当該メールアドレスが攻撃に用いられ、事業又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすという教育委員会の主張について認められるため、当該情報を公にすることにより、事業又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは公開しないことができると規定する条例第7条第5号に該当する。

以上のことから、教育委員会の判断について、違法又は不当というべき点は認められなかったとされている。(3)の部分、その他の項目についても同様の判断が出ている。

答申を受けての審査庁としての裁決案としては、本件審査請求を棄却することとしたい

と考えている。議決をいただけたら、裁決書を請求人宛てに送付したい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第24号「令和7年度使用中学校教科用図書の採択にかかる答申について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

「基本方針」及び「採択の仕組み」については、4月の教育委員会会議でご説明申し上げたとおりである。この流れに沿って、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置した。

選定委員会は、教育委員会からの諮問を受け、選定委員会の中に、「地区部会」を設置し、4地区に分けて選定を行うこととした。その「地区部会」ごとに、学校調査会・専門調査会による厳正かつ公正な調査・研究が実施され、各地区部会に報告があり、地区部会内における調査・研究及び審議を重ねてまいった。

その審議の結果として、地区部会において「答申」がまとめられ、過日、地区部会長から選定委員会委員長へ、結果の報告があった。

本日、その選定委員会の調査・研究を経た答申が上程され、この答申を参照していただいて、教育委員会において採択する、という手順である。

富山総合教育センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

令和6年5月9日、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）は、教育委員会から「令和7年度使用中学校教科用図書の選定について」の諮問を受けた。

本選定委員会は、「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則」に基づいて、教科用図書の選定を行うため、公正確保に留意しながら適正に教科用図書の調査・研究を行った。

今回は、選定委員会に、採択地区ごとに置かれた「地区部会」において、16種目・71点について、「専門調査会」「学校調査会」の調査・研究の報告をもとに、教科書展示会のアンケートによる市民の意見も参考に、審議を進めた。

第1回選定委員会では、全体会において、選定のための計画の立案、調査を進めるための「調査の観点（案）」をお示しした。第2回選定委員会では、「調査の観点」の策定を行

った。また、その後の地区部会において、採択地区の実情や課題を踏まえた、より大切にしたい観点の重点化を行った。

その後、各地区部会に設置された、「専門調査会」や「学校調査会」において、採択地区ごとに重点化された「調査の観点」をもとに、調査研究が行われた。「専門調査会」は、主に、校長1名と、教員2名から3名の調査員が合議のもと、各教科書の内容について、「調査の観点」に従って、詳細に調査・研究を行い、発行者ごとに特筆すべき事柄について具体的に文章で記述し、報告資料を作成した。「学校調査会」においては、各学校において「調査の観点」に従って、発行者ごとに、自校にとって「特に優れている点」及び「特に工夫・配慮を要する点」について調査し、特筆すべき事項があれば簡潔に記述するなどし、調査票を作成した。

第3回、第4回の選定委員会は、地区部会ごとに開催し、各調査会の調査結果と教科書展示会のアンケートによる意見をもとに、協議・検討を重ね、特筆すべき事柄の根拠を明らかにした。さらに、意見が分かれる点については、選定委員が実際に見本本を改めて調査し、審議を重ねた。審議をとおして、大阪市教育振興基本計画等の趣旨を踏まえ、大阪市の子どもにとってより適切な教科書の調査研究に努めたところである。保護者代表、学校協議会委員代表、学識経験者代表、学校代表、区担当教育次長代表、教育委員会事務局代表とそれぞれの立場からのご意見をいただき、議論を重ね、地区部会ごとに答申資料を作成した。

そして、過日、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第5条第4号に基づき、各地区部会長から選定委員長に、審議結果である答申の報告があった。これを受けて、ここに、別紙のとおり答申する。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 ただ今、令和7年度使用中学校教科用図書の採択にかかる答申書をいただきましたので、私の方から皆さまに一言申し上げます。

これらの答申書は、採択された教科用図書について教員がより近いまとまりの中で、生徒の状況に応じた研究を主体的に深めることができるなどの観点に基づき、四つの各採択地区の調査会及び選定委員会に参加された数多くの教職員、保護者の方々並びに学識経験者が、一つ一つの教科書を丹念に調査研究され、厳正に審議された末にできあがったものであるとのご説明がありました。

私ども教育委員会といたしましては、これらの答申書を踏まえ、十分に検討してまいりたいと存じます。そして、8月上旬を目途に教育委員会会議を開催し、公正かつ適正な採択を行ってまいりたいと存じます。検討にあたっては、必要に応じて説明を求めることもあろうかと思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、私ども教育委員会といたしましては、採択にあたっては、静ひつな環境の中で公正かつ円滑に検討していくことが不可欠であると考えます。つきましては、これらの答申書につきましては、公開することで公正かつ円滑な採択に支障をきたすおそれがありますので、採択事務が全て終了するまでは関係者以外には公開できないことをご理解賜りたいと存じます。

協議題第5号「令和7年度使用中学校教科用図書の採択にかかる答申について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

今回の採択に関しても、採択地区ごとに置かれた「地区部会」において、調査・研究を行った。その「調査・研究」の拠り所となるのが、「調査の観点」になる。1ページには、教科用図書の調査及び研究にあたっての留意事項として、学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、大阪市教育振興基本計画の基本理念に基づいての調査研究を進める旨の内容を示している。2ページからは全16種目調査選定基準をそれぞれ示している。「国語」を例に、説明を申しあげる。まずは、表の左端に示している「項目」について、どの種目も、大きく4項目に区分けした。「項目1」から「項目3」については、「大阪市教育振興基本計画」の「最重要目標」である「安全・安心な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」、「学びを支える教育環境の充実」としている。「項目4」については、「構成上の工夫」とし、「項目1」から「項目3」のほか、読みやすさ、使いやすさ、分かりやすさなどの生徒に対する配慮や工夫がなされている教科用図書を選定することをめざすために設定した。観点番号にそれぞれ五つずつ黒丸が付いている。この黒丸の付いた観点が、例えば国語の「第1地区」の重点化した観点である。後ほど、各ブロックからそれぞれの地区部会において、どのような考え方で重点化が行われたのかについて、説明をさせていただく。「調査の観点」については以上である。

次に、「答申資料」の見方について、ご説明申しあげる。(別紙1-1)「答申資料」(第1地区版)をご覧いただきたい。1ページ目が、国語の「東京書籍」の答申資料になっている。このように、一つの発行者につき、1ページの答申資料となり、それぞれの地区ご

とに全16種目で71ページ分になる。その内容については「総評」「特に優れている点」「特に工夫・配慮を要する点」の三段構成となっており、「特に優れている点」「特に工夫・配慮を要する点」については、「調査の観点」の項目ごとに、箇条書きで記載している。文末に○数字がついているが、それは、その内容に関わる観点の番号を示している。そして、最上段にある「総評」欄は、「特に優れている点」と「特に工夫・配慮を要する点」に記載されたものうち、重点化された観点に関わるものを、転記したものになる。その総評に記載された箇条書きの内訳から、発行者間の優位性の違いが読み取れるようにしている。

次に青いファイルについて、「見出し」順に、採択地区ごとに（資料1－1）から（資料1－4）として「答申資料 総評一覧」である。先ほど見ていただいた答申資料の「総評」欄だけを抜粋し、同一種目における発行者間の比較をしやすいようにするため、総評一覧としてまとめている。

末尾につけている資料2は、教科書センターにて開催した教科書展示会のアンケートになっており、408の回答があった。青いファイルに綴じているので、ご覧いただければと考えている。

それでは、今の全体的な説明をふまえ、各地区部会において、決定した重点化された「調査の観点」について、各教育ブロック担当部長から説明させていただく。なお、各部長は、選定委員として、それぞれの地区部会に参加しており、地区部会長を務めている。

大竹野第1教育ブロック首席指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

第1地区は、此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区の5区で構成された淀川流域に沿って、東西に位置する地域である。地区内には大阪の玄関口である新大阪、ベンチャー企業の集積が進む西中島、USJや海遊館、また、来年に開催予定である大阪・関西万博の開催予定地を有する湾岸地区、緑豊かな淀川河川敷などがあり、様々な特色を有する各区内に26校の中学校を有している。

個々の学校の状況は異なるが、この間、学力について、改善状況にはあるものの、まだまだ課題を有する学校が多く、5区とも大阪市平均と比して、やや低い状況が続いており、昨年度の全国学力・学習状況調査における4分位層で見た際も、大阪市平均に比し、区分1が少なく、区分4が多いといった状況になっている。

そういったことから、第1地区においては、重点的に対応すべき課題について、基礎となる資質・能力の育成として、「調査の観点」については、項目1から、生徒が興味・関心

を持ち、自主的、自発的な学習を図るために、①の観点を、項目2から、今後重要となる総合的読解力の育成を見据え、その基礎基本となる、「①知識及び技能」、「②思考力・判断力・表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」の3観点をバランスよく育むことが必要と考え、全ての種目に共通して重点としている。

次に、後一つの重点について、種目の特徴によって重点化する観点を分けており、社会地理的分野と地図では、調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けることが重要であることから、項目3の②の観点を選択し、国語、社会歴史的分野、社会公的分野、数学、理科、保健体育、技術・家庭、英語、道徳では、各教科等の学習とともに、教科等横断的な視点で学習を成り立たせていくことが重要であることから、項目4の①の観点を選択し、書写、音楽（一般・器楽）、美術では、生徒が分かりやすく学習をすすめるために、具体的なイメージを持ち、学習内容を理解することが重要であることから、項目4の②の観点を選択し重点としている。

杉本第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

当地区は、北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区の7区で構成されている。学力面では、全国学力・学習状況調査の結果分析によると、国語及び数学の平均正答率で全国平均を上回ってはいるものの、「学力上位層」と「学力下位層」の二極分化がみられる。また、自分の立場や考えを明確にして表現する力や根拠を明確にして自身の考えを説明する力、いわゆる「思考力・判断力・表現力」に課題もみられる。また全市的な傾向でもあるが、当地区では、外国にルーツを持つ生徒など、学習言語の習得に支援を要する生徒が増加している。

そこで当地区では、重点化する観点を決定するにあたり、三つの視点を設定した。視点1「確実に基礎的・基本的な知識技能を習得できるよう、生徒にとって分かりやすい内容となっていること」、視点2「生徒が自身の学習の習熟度に合わせて、発展的・補足的な学習などにも自主的・自発的に課題に取り組めるような内容となっていること」、視点3「生徒の思考力・判断力・表現力の育成に資する内容であること」である。

これらの視点を踏まえた重点化する観点として、項目1「安全・安心な教育の推進」からは、自主的・自発的な学習が促されるような配慮を求める観点①、個々のニーズに応じた発展的・補足的な学習に取り組みやすい配慮を求める観点②を選択した。項目2からは、種目ごとに表現は異なるが、思考力・判断力・表現力の養成に関する観点②を選択した。

項目3については、種目の特徴によって重点化する観点を分けている。国語、社会（地理）、社会（歴史）、社会（公民）、社会（地図）、保健体育では情報活用能力に関する観点②を選択し、その他の国語（書写）、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽）、美術、技術家庭（技術）、技術家庭（家庭）、英語、道徳では体験活動に関する観点③を、視点3を満たすものとして選択している。項目4からは、知識と生活との結びつきや教科等横断的な視点に関する観点①を、項目1、2と同様に全種目に共通して選択している。

中道第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

当地区は、中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区の7区で構成されている。地区の特徴としては、学力面では、全国学力・学習状況調査の結果において、全国平均、全市平均に届いておらず、基礎基本の定着の差から生じる二極化が継続していることに加え、全体的・経年的に思考力・判断力・表現力に課題があり、各教科等において言語活動を充実させ、問題解決学習を繰り返しながら、学習の基盤となる資質・能力を育成することが重要である。また、コロナ禍を経て、海外からの児童生徒も一層増加傾向にあり、グローバルな視点や多様性を受け入れる視点も必要であること、地域に愛着をもち、未来を支える、すなわち持続可能な社会の創り手となる子どもたちを育成していきたいということも当部会の協議にて確認し、これらの現状や課題を踏まえたうえで、「調査の観点」の四つの項目より、まんべんなく重点化を図ることとした。

具体的には、1の項目では、多様性を尊重し、協働する力に関する③の観点を、2の項目では、学習指導要領で育成をめざす三つの資質・能力の一つである「思考力・判断力・表現力等」を表す②の観点と、「言語能力など、学習の基盤となる」資質・能力をはぐくむ視点である④の観点を、各種目で共通して選択した。3の項目については、教科等の特性に鑑み、各種目それぞれ一点選択することとし、国語、地理、歴史、地図、保健体育、技術、家庭では、「統計資料等、非連続型テキストの読解及び活用への配慮」を重視した②の観点を、数学、理科、音楽（一般・器楽）、美術、英語では、「体験活動を重視した」③の観点を、書写、公民、道徳では、「家庭や地域社会との連携を重視した」④の観点を選択した。4の項目からは、「教科等横断的な視点をもってカリキュラム・マネジメントを進めることが学習指導要領の着実な実施のために欠かせない視点」であると考え、各種目共通して①の観点を選択し、五つの観点の重点化を行った。

小花第4教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

当地区は、天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区の5区で構成されている。学力の傾向として、全国学力・学習状況調査の結果について、全国平均比を見てみると、令和元年以降、上昇と下降を繰り返し、全国平均に届かず、全市平均についても概ね同等もしくは下回っている。また、当地区の生徒は、読解力に関して課題が見られる。

当地区では、これらの現状をふまえ、地区独自に「読解力に焦点をあてた『わかる授業』『探究する授業』の研究・実践」、「SDGsの具体的な取組 2025大阪万博を見据えて」を重点目標とし、「読解力をはじめとする学力の基礎基本の定着」「共に考え、共に課題を解決する教科横断的な授業の創造」「異質性の受容と協働」「地球規模で考え、地域で活動する持続可能な取組の構築・発展」「GIGAスクール構想の積極的な推進」の五点を令和6年度の取組課題として掲げ、各校の理解も得ながら学力の向上に取り組んでいる。

重点目標及び取組課題との関連から各教科・種目における重点化の観点を設定した。項目1からは、すべての教科・種目において、「多様性を尊重する態度や協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度の育成が図られる」観点③を選択した。項目2からは、すべての教科・種目において、「学びに向かう力や態度、人間性等を養うことができる」観点③を選択した。さらに、項目2からは、「言語能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成が図られる」観点④についても選択している。項目3については、それぞれの教科・種目の特性に鑑み、各種目一点を選択し、国語、地理、歴史、公民、地図、数学、理科、保健体育は、「各種の統計資料や視聴覚教材等を適切に活用するよう配慮されているか」の観点②を選択し、書写、音楽一般、音楽器楽、美術、技術、家庭、英語は、「体験活動を重視し、体系的・継続的に実施できるよう配慮されているか」の観点③を選択している。特別の教科の道徳は、「家庭や地域社会と連携することができるよう配慮されているか」の観点④を選択した。項目4からは、すべての教科・種目において、「知識と生活との結び付きや教科等横断的な視点が重視されているか」の観点①を選択した。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

最後に資料の説明として、資料3をご覧いただきたい。今、各地区から重点化について説明があったが、それらをもとに各地区部会において審議された内容を踏まえ、採択地区ごとにおける、各種目における優位性の高い発行者についてお示しした一覧になっている。各種目の優位性の高い発行者2者を◎と○で示している。

資料4についてであるが、こちらは大阪府から提供されている調査資料である。各教科用図書の特徴や長所、客観的な数値データなどが記載されている。他の参考資料と併せて、調査の際にご参照いただきたい。

教育委員の皆様におかれては、この間、教科書見本本や資料を見ていただき、独自に調査研究を行っていただけてきたところであるが、今後の予定として、今回お示しした説明内容や答申資料についてご確認いただいた後に、2週間後の7月30日の教育委員会会議においてご質問ご意見等を頂戴しながらご協議いただいたあと、8月6日の教育委員会会議において採択いただく予定になっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 ただいま、事務局のほうから大量の資料で大変恐縮でございますけれども、全体の説明と、各ブロックのほうからもブロックごとの子どもたちの様子の現状課題、重点化のポイントということで説明をさせていただきました。採択に向けまして、いろいろな資料も見ていただきながら、進めていきたいと思っております。今、目の前に非常にたくさんの資料がありますが、ご質問等いただける範囲で結構でございますのでお伺いしたいと思います。

【異委員】 各地区で採択ということですので、今冒頭でおっしゃっていただいた各地区の特徴であったり、課題であったりそういったところをしっかりと頭に入れて選定しないといけないのかなと思っておりますので、それはどこに書いているよというのがあったらちょっと言っていただければ。

【大西指導部長】 特に書面でお示ししているものはございませんが、今説明申しあげたような内容、概要をとりまとめたものでご提供できればと考えております。

【異委員】 どこの区が入っているとかどういった特徴、課題があるというところが頭に入っていないので、その辺りを簡単に結構ですのでまとめていただいて後日いただければと思います。

【大西指導部長】 承知いたしました。

【大竹委員】 それぞれの地区の重点化されたところというのは説明があったのでそれはそれで理解できるのですが、それぞれの項目を見るとみんな重要な項目だなという中で、今、異委員がおっしゃったことと同じようにいろいろあるのだけれども、なぜそれを重点項目にしたのかということがちょっとわかると、我々も納得しやすいなというこ

とがあります。この重点目標を見てもそれはそれで配慮すべき事項だなという気がしますし、こういうような重点目標にした理由が明確にわかるといいなという気がしたので、なかなか難しいのかもわかりませんが、そういったようなものがあればまたお示しをお願いできれば有難いなど。

【大西指導部長】 今ご質問いただきましたような各地区の実情というものも踏まえてということに重点化した理由というのも関係してくるかと思しますので、そういったことも確認いただけるように内容で取りまとめて、早い段階でご提供できるように準備差し上げたいと思います。

【平井委員】 教育振興基本計画の中の到達目標に数値目標がありますが、4エリアの選定された方々は、現状課題はおさえられた上でセレクトされたという理解でよろしいでしょうか。

【大西指導部長】 そういったことも踏まえて答申のほうは策定させていただきました。

【平井委員】 教育振興基本計画における到達目標を把握した上で、それに対して担当するエリアについての課題をおさえて、何を重点化するかを明確にしてテキストを選ぶという流れですね。

【大西指導部長】 重点化したポイントもそういった点も踏まえて判断していると考えています。

【平井委員】 新しい教科書を見ていると分量が増え、内容も教科横断的で探究的なものを盛り込むなど、学習指導要領の改訂に対応するものだと思うのですが、学校の実情に応じた形でシラバスを作成してよいことになっているはずですが、そのような取組とカリキュラム・マネジメントの関連性は十分に把握されているのでしょうか。

【大西指導部長】 それぞれ専門調査会等、そういったものを踏まえて調査結果というものを取りまとめていると考えております。

【平井委員】 従来のすべてのページをこなし、ペーパーテストで評価されるという形式から柔軟性をもたせたシラバスを作成し、ルーブリック評価など、多面的な角度から評価する視点も盛り込んでほしいと思います。

【大西指導部長】 そういったこともまた今後活用する上でのそういった視点で示していくという必要はあろうかと思えます。

【平井委員】 学習指導要領が改訂されたわけですが、教える側の素材、教材、指導

法研究と管理職のカリキュラム・マネジメントがどこまで浸透しているかが生徒個々の理解度につながるのは自明です。テキストは現場サイドがどのような視点で選び、活用責任を果たせるかが明暗を分けるような気がします。文科省が検定している以上、内容についての妥当性、客観性、信頼性は十分あるわけですから、どこまで使いこなせるかに尽きると思います。「教科書を教える」というのではなく「教科書で教える」という理想的な形になる仕組みづくりとバックアップ体制を事務局が中心となって進めてほしいです。

【大西指導部長】 ありがとうございます。また活用に向けてもご指導いただいたような点が徹底できるように周知してまいりたいと考えます。

【平井委員】 ◎がついているところが、現段階で第1候補ということですね。

【大西指導部長】 ◎のほうは○よりもより優位性があると各地区のほうで判断したというような形でご覧いただけたらと。

【平井委員】 社会であれば地理的分野で◎全部が帝国書院についているから、それは今の段階でいうと優位性という点ではこれが一番よいと4地区は判断したわけですね。

【大西指導部長】 地区のほうではそういう判断をしているとご覧いただけたらと思います。

【平井委員】 わかりました。

【多田教育長】 今後の予定といたしましては、再来週7月30日火曜日、続く8月6日火曜日ということで進めさせていただきたいと思います。資料も改めてご覧いただいたうえで、ご質問がございましたら、ご遠慮なく事務局にお問い合わせいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

協議題第6号「『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書(素案)』について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び大阪市教育行政基本条例第6条各項に基づき、市長及び教育委員会が、毎年、教育振興基本計画に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、作成するものである。

6ページから54ページまでは、6月6日の教育委員会会議でご確認いただいた令和5年度の局運営方針の振り返りを総括表とともに組み入れている。この部分について、一部修正がある。44ページの施策7-4の下部にある施策目標のR5実績値を88.5から91へ修正

し、目標達成となった。この修正にともない、54ページの運営方針の達成状況の総括表にある基本的な方向7の施策目標達成を5から6へ、施策目標未達成を8から7へ修正した。また、下部にある施策目標達成合計を28から29へ、施策目標未達成合計を46から45へ修正している。続いて、55ページから65ページまでは、教育振興基本計画に掲げられた目標の進捗状況をグラフで表している。次に、66ページは、「教育委員会の活動状況」として、「教育委員会の組織」、67ページから69ページに「教育委員会の活動」、実績等を記載している。70ページより「全体としての点検・評価」として、「教育委員会としての総括」を記載している。「教育委員会としての総括」には、6月6日の教育委員会会議でご確認いただいた、令和5年度局運営方針を活用して局運営方針に掲げた最重要目標や基本的な方向、施策等についての点検評価を記載している。79ページより「教育長及び委員の取組等に関する自己評価結果」として、教育長及び、教育委員の皆さまよりいただいた自己評価を組み入れている。

本日は報告書の素案として取りまとめたものをお示ししているが、今後、外部有識者から素案についての講評をいただき、それを組み入れて、案とする予定である。今回の報告書は、大阪成蹊大学の加藤教授、京都女子大学の森教授に学識経験者として講評をお願いさせていただく予定である。なお、案については改めて市会提出予定案件として9月の教育委員会会議において議決いただき、市長の決裁を経て、決算市会に上程し、本市ホームページに掲載し、市民の皆様に公表する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 内容に関することではないですけれども、講評をいただいて報告をしますというときに、その講評の結果は、来年のというか今現在進行形の運営指針にも関係するのかなと思っていて、結果を反映するタイミングや手続きみたいなことをどう考えられているのかなというのを教えていただければと思っています。今年はやっているから推進しつつ、来年度のときに反映するのでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 場合によっては大きく変える必要がある場合は、中間見直しのタイミングで今年度のもも見直すこともできないわけではないですが、基本的にはおっしゃっていただいたように今年度のもはもう方針ができて進行しておりますので、来年度に向けて点検評価、講評をいただいた内容も踏まえて、来年度の運営に関する方針を作っていくということになるかと思っています。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
